

国立大学法人京都大学宿舎管理規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(一般宿舎の規格)</p> <p>第4条 一般宿舎の規格は、次の表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 独立した専用物置がある宿舎については、<u>第1項</u>の表の左欄に掲げる延べ面積に、その面積を加算する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(貸与の承認)</p> <p>第6条 <u>第5条</u>に規定する貸与資格がある者で、宿舎の貸与を希望する者は宿舎貸与申請書(様式1)を、駐車場の貸与を希望する者は駐車場貸与申請書(様式2)を財務担当理事に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p><u>(宿舎使用料の免除)</u></p> <p>第11条 <u>宿舎規程第13条の規定により、宿舎使用料を免除する者は、フィールド科学教育研究センター芦生研究林に勤務する芦生職員宿舎の被貸与者とする。</u></p> <p>(入居者の費用負担)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる費用は、被貸与者及び<u>前条</u>で規定する者(以下「入居者」という。)の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス、<u>水道及び電話並びに</u>その他居住に要する設備等の使用料</p> <p>(2) 汚物並びに塵芥の処理及び保健衛生に要する費用</p> <p>(3) 共同施設の使用に要する費用</p> <p>(4) 樹木の手入れ及び除草に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、入居者が通常負担しなければならない修繕等に要する費用</p> <p>(中 略)</p> <p>(宿舎を明け渡さない場合に支払うべき損害</p>	<p>(一般宿舎の規格)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 独立した専用物置がある宿舎については、<u>前項</u>の表の左欄に掲げる延べ面積に、その面積を加算する。</p> <p>(貸与の承認)</p> <p>第6条 <u>前条</u>に規定する貸与資格がある者で、宿舎の貸与を希望する者は宿舎貸与申請書(様式1)を、駐車場の貸与を希望する者は駐車場貸与申請書(様式2)を財務担当理事に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>第11条 <u>削 除</u></p> <p>(入居者の費用負担)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる費用は、被貸与者及び<u>第10条</u>で規定する者(以下「入居者」という。)の負担とする。</p> <p>(1) 電気、ガス、<u>水道、電話</u>その他居住に要する設備等の使用料</p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(宿舎を明け渡さない場合に支払うべき損害</p>

改 正 前	改 正 後
<p>賠償金)</p> <p>第 1 8 条 宿舎規程第 1 6 条第 3 項の規定する損害賠償金の額は、同項に規定する明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に应ずる当該宿舎の使用料の額 (<u>当該貸与者が宿舎規程第 1 3 条の規定により宿舎使用料を免除された者である場合には、宿舎規程第 1 2 条第 1 項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額</u>) の 3 倍に相当する金額とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(看護師宿舎の維持及び管理)</p> <p>第 2 7 条 宿舎規程第 1 8 条の規定により、この規則において第 5 条から第 7 条、第 1 4 条から第 1 8 条、第 2 1 条及び第 2 3 条に定めるもののうち、看護師宿舎の維持及び管理に関する事務を医学部附属病院長に委任する。<u>その場合において</u>、第 5 条第 2 項中「財務担当の理事 (以下「財務担当理事」という。)」とあるのは「医学部附属病院長」と、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条、第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条、第 2 1 条中「財務担当理事」とあるのは「医学部附属病院長」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第 1 (第 2 条第 2 項関係)</p> <p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <p>別表第 3 (第 1 3 条関係)</p> <p>別表第 4 (第 2 5 条関係)</p> <p>様式 1</p> <p>) (略)</p> <p>様式 9</p>	<p>賠償金)</p> <p>第 1 8 条 宿舎規程第 1 6 条第 3 項の規定する損害賠償金の額は、同項に規定する明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に应ずる当該宿舎の使用料の額の 3 倍に相当する金額とする。</p> <p>(看護師宿舎の維持及び管理)</p> <p>第 2 7 条 宿舎規程第 1 8 条の規定により、この規則において第 5 条から第 7 条、第 1 4 条から第 1 8 条、第 2 1 条及び第 2 3 条に定めるもののうち、看護師宿舎の維持及び管理に関する事務を医学部附属病院長に委任する。<u>この場合において</u>、第 5 条第 2 項中「財務担当の理事 (以下「財務担当理事」という。)」とあるのは「医学部附属病院長」と、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条、第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条、第 2 1 条中「財務担当理事」とあるのは「医学部附属病院長」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 1 (第 2 条第 2 項関係)</p> <p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <p>別表第 3 (第 1 3 条関係)</p> <p>別表第 4 (第 2 5 条関係)</p> <p>様式 1</p> <p>) (同 左)</p> <p>様式 9</p>